

# アパート等への給水条件承諾書

令和 年 月 日

長浜水道企業団企業長 様

申込者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

給水装置工事場所	
建築物の名称	
水栓番号・企業団メータ口径	・ φ _____ ミリ

上記建築物に対して、給水を受けるに際し、維持管理等について下記事項を承諾します。

(使用者等への通知)

- 1 次のような特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、給水方式についての苦情や異議等を長浜水道企業団（以下、「企業団」という。）に一切申し立ていたしません。
  - (1) 企業団配水管の濁水による被害および水圧低下・水圧変動もしくは制限給水等による一時的な断水や、出水不良が生じた場合。
  - (2) 貯水槽水道（受水槽）のような貯留機能がないため、企業団の配水管工事や突発的な事故等に伴って、一時的に水の使用ができなくなった場合。
  - (3) 計量法に基づく企業団水道メータ・私設水道メータの取替（概ね8年ごと）、および両水道メータの異常等による取替に伴う断水の場合。
  - (4) 使用者からの断水等の苦情については、まず管理人が受け付けることとします。

(損害の補償)

- 2 当該給水装置の故障等に起因して、逆流または漏水が発生し、企業団もしくはその他の使用者等に損害を与えたときは、責任をもって補償します。

(管理人等の変更の届出)

- 3 当該給水装置の所有者、管理業者、または維持管理の指定事業者等に異動または変更が生じた場合は、直ちに企業長へ届け出ます。

(水道メータの管理等)

- 4 企業団水道メータ・私設水道メータは、善良なる管理者等の注意をもって保管・管理し、日中の点検または機能に支障のないようにします。
  - (1) 私設水道メータを設置の場合、計量法（令和4年法律第51号）の規定に基づき8年ごとに当該メータを新品に取り替えます。

(既設配管の使用)

- 5 既設の給水装置および受水槽以下の給水設備を利用または一部改造し、適用条件等に適合した上で給水を行った場合において、これに起因する漏水および赤水等が発生したときは、申込者または使用者等の責任において解決するとともに、企業長の指示に従い速やかに改善します。

(定期点検等)

- 6 給水装置は、日頃より点検し善良な管理に努めます。

(条例等規定の遵守と管理区分)

- 7 計画ならびに設計・施工上の必要な事項については、企業団水道条例および企業長の規定する基準等を遵守するとともに、官民境界より以降（宅地内）は、当方の責任で維持管理（漏水防止、修繕工事等）します。

(給水の停止)

- 8 水道料金を指定期限内に納入しないときや、企業長が行う使用水量の計量を拒み、または妨げたときは、給水を停止されても異議は申し立てません。

(紛争の解決)

- 9 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、企業団には一切迷惑をかけません。

(給水装置の維持管理)

- 10 給水装置の工事、維持管理は次の者を選任します。

長浜水道企業団 指定給水装置工事 事業者	住所
	名称 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話・FAX
アパート等 の管理業者 (管理会社)	住所
	名称 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話・FAX
当店（当社）は、前記建物内で発生する給水事故についての応急措置や、定期点検等責任をもって対応します。	